我が国の農林水産物の関税制度について

令和７年６月
農林水産省輸出・国際局国際経済課

関税率の種類

関税とは「輸入品に課せられる税」のことで、我が国の関税には国定税率（基本税率、暫定税率、特恵税率）及び協定税率（WTO譲許税率、EPA税率）がある。

【関税の種類】

国定税率	基本税率	事情に変更がない限り長期間適用される税率 （関税定率法）
	暫定税率	その時々の経済的要請等を勘案して、基本税率を暫定的に修正するため、一定期間に限り適用される税率（例：関税割当や国家貿易の枠内税率等） （関税暫定措置法）。単年度ごとに延長。
	特恵税率	開発途上国・地域からの輸入品に適用される税率、LDC（後発開発途上国）からの輸入品に適用される税率（関税暫定措置法）。
協定税率	WTO譲許税率	WTO協定に基づき、品目毎に一定税率を超える税率を課さないことを約束（譲許）している税率。
	EPA税率	特定の国や地域との間で約束された経済連携協定（日星、日墨、日馬、日智、日泰、日尼、日文、日アセアン、日比、日瑞、日越、日印、日秘、日豪、日モ、CPTPP、日EU及び日米）の税率。

【税率適用の優先関係】

①国定税率（特恵税率を除く。以下同じ。）の中では、暫定税率が基本税率に優先。
②国定税率が協定税率以下の場合は、国定税率を適用。
③協定税率が国定税率より低い場合は、協定税率を適用。
※特恵税率又はEPA税率は、原則として上記①～③により決められる税率より低く、原産地証明書の提出等の要件を満たす場合に適用される。

関税関係法規

我が国の関税関係法規としては、関税法（関税行政の基本）、関税定率法（我が国の基本となる具体的な関税制度を規定）及び関税暫定措置法（関税定率法及び関税法の特別法）がある。

【関税３法】

関税法	関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続きの適正な処理を図るため必要な事項（通関手続、保税手続、犯則調査手続、罰則等）を規定。
関税定率法	関税率・課税価格の決定方法、関税の減免戻税制度、便益関税、特殊関税制度(報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税）等を規定。
関税暫定措置法	国民経済の健全な発展に資するため、産業、経済事情等の変動等を勘案して、関税定率法及び関税法の暫定的特例(基本税率とは異なる関税率、関税割当制度、農産物の特別緊急関税、緊急関税措置、特恵関税制度等）等を規定。

関税の形態

関税の形態は輸入品の価格に応じて課される**従価税**、輸入品の数量等に応じて課される**従量税**の他にこの2つを組み合わせた**複合税**や**選択税**、輸入される時期に応じて適用される税率が変わる**季節関税**等がある。

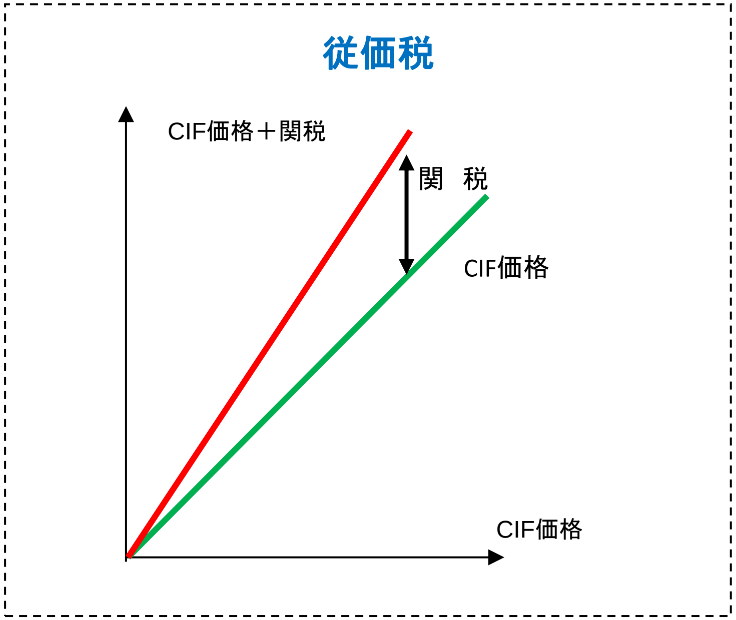

※CIF価格とは、輸入貨物の価格に輸入港までの運賃、保険料を加えた価格である。

従価税

〇輸入品の価格に応じて課される税
（例　牛肉：38.5%）

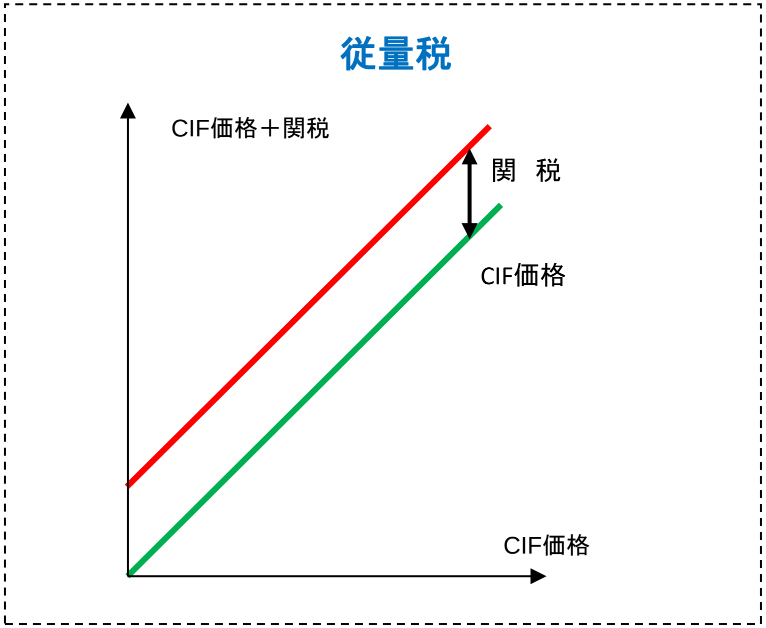

※CIF価格とは、輸入貨物の価格に輸入港までの運賃、保険料を加えた価格である。

従量税

〇輸入品の個数、重量、容積などに応じて課される税
（例　コメ：341円/kg）

その他の形態：**複合税**（例　バター：29.8%＋985円/kg）、**選択税**（例　とうもろこし：50%または12円/kgのうちいずれか高い方）、**季節関税**（例　オレンジ：6/1～11/30･･･16%、12/1～5/31･･･32%）

主要農林水産物の関税率

品目	実行税率
大豆、コーヒー豆(生豆)、菜種	無税
米	枠内:無税、枠外:341円/kg(※)
小麦	枠内:無税、枠外:55円/kg(※)
大麦	枠内:無税、枠外:39円/kg(※)
粗糖	71.80円/kg(※※)
精製糖	103.10円/kg(※※)
豆類(えんどう、小豆、いんげん豆、そら豆等)	枠内;10%、枠外:354円/kg
落花生	枠内:10%、枠外:617円/kg
ばれいしょでん粉等	枠内:無税(※※※)又は25%、枠外:119円/kg
こんにゃく芋	枠内:40%、枠外:2,796円/kg
緑茶	17%
とうもろこし(飼料用のもの)(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)	無税
とうもろこし(コーンスターチ製造用等)	枠内:無税(※※※※)/3%、 枠外:50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率
生鮮野菜(一部品目を除く)【注5】	3%
たまねぎ(生鮮)【注6】	CIF価格≦67円/kg: 8.5% 67円/kg<CIF価格≦73.70円/kg: (73.70円－CIF価格)/kg 73.70円/kg<CIF価格: 無税
冷凍野菜	6%～12%
ﾄﾏﾄｼﾞｭｰｽ(無糖)、ﾄﾏﾄｹﾁｬｯﾌﾟ	21.3%

品目	実行税率
みかん(生鮮)	17%
オレンジ(生鮮)	16%(6/1-11/30)、32%(12/1-翌年5/31)
オレンジジュース	「21.3%」～「29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率」
りんご(生鮮)	17%
りんごジュース	「19.1%」～「34%又は23円/kgのうちいずれか高い税率」
バター	枠内:35%、枠外:29.8%+985円/kg(※)
脱脂粉乳	枠内:25%、枠外:21.3%+396円/kg(※)
ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	枠内:無税、枠外:29.8%
牛肉	38.5%
豚肉(部分肉)	CIF価格≦64.53円/kg: 482円/kg 64.53円/kg<CIF価格≦524円/kg: (546.53円-CIF価格)/kg 524円/kg<CIF価格: 4.3%
鶏肉	8.5%、11.9%
鶏卵	8%～21.3%
丸太(桐以外)、木材チップ	無税
製材	無税、4.8%、6%
合板	6%、8.5%、10%
えび(活・生鮮・冷蔵・冷凍)	1%
かつお・まぐろ類、さけ・ます(生鮮・冷蔵・冷凍)	3.5%
ぶり、いわし、あじ、さば、たら、帆立貝(生・冷・凍)【注9】	10%

注1.「※」を記載した枠外税率は、関税と政府又はその代行機関が別途徴収する納付金又は売買差額の合計。
(なお、当該品目の枠内輸入(国家貿易)については、政府又はその代行機関が一定額までの輸入差益を徴収することが可能。)
注2.「※※」を記載した税率は、関税と政府代行機関が別途徴収する調整金との合計の上限。
注3.「※※※」を記載した税率で枠内輸入を行う場合、政府代行機関が一定額までの調整金を徴収することが可能。
注4.「※※※※」を記載した税率で枠内輸入を行うもののうちコーンスターチ製造用のものについては、政府代行機関が一定額までの調整金を徴収することが可能。
注5. 生鮮野菜の多くは関税率が3%である(例:トマト、ねぎ、きゅうり、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、なす、レタス、にんじん等)。
注6. たまねぎ(生鮮)の税率は、実行関税率表上のものであり、実際には、CIF価格が67.93円/kg以下のものに8.5%の関税が、67.93円/kg超73.70円/kg以下のものに(73.70円－CIF価格)/kgの関税がそれぞれ課される。
注7. CIF価格とは、輸入貨物の価格に輸入港までの運賃、保険料を加えた価格である。
注8. 原則として、同一品目の中で複数の税表細分がある場合は代表的なラインの関税率を記載。
注9. 冷凍さば(ｽｺﾑﾍﾞﾙ･ｽｺﾑﾌﾞﾙｽ、ｽｺﾑﾍﾞﾙ･ｱｳｽﾄﾗﾗｼｸｽ、ｽｺﾑﾍﾞﾙ･ﾔﾎﾟﾆｸｽ)の関税率は7%、冷凍たらの関税率は6%である。

関税割当制度

関税割当制度とは、一定の輸入数量（関税割当数量）に限り、無税又は低税率（枠内税率）を適用し、この数量を超える輸入分については、高税率（枠外税率）を適用する仕組み。

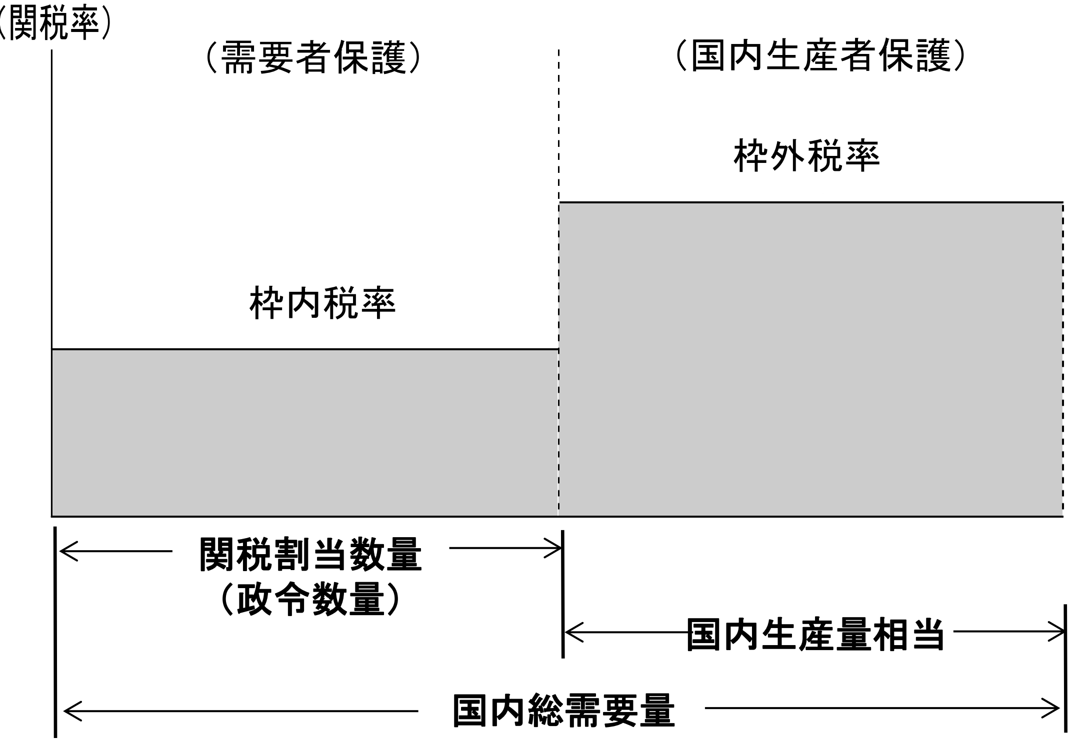

対象品目（17品目）

①とうもろこし（コーンスターチ用等）、②麦芽、
③無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、
④トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等製造用）、
⑤パイナップル缶詰、
⑥ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、
⑦脱脂粉乳、⑧無糖れん乳、⑨ホエイ等、
⑩バター及びバターオイル、⑪その他の乳製品、
⑫豆類、⑬でん粉等、⑭落花生、
⑮こんにゃく芋、⑯調製食用脂、⑰繭及び生糸

※このほかに、経産省所管の関税割当品目として
　２品目がある。
※品目については関税暫定措置法別表第一に規定。
※このほかに、EPA協定に基づく関税割当てがあり、
　その数量は政令ではなく各協定で定められている。

経済連携協定に基づく関税割当制度 (1)

経済連携協定に基づく関税割当制度とは、締約相手国に対して一定の輸入数量（関税割当数量）に限り、一般税率よりも低い特恵税率（枠内税率）を適用する一方、この一定の輸入数量を超える輸入分については、原則として、一般税率（枠外税率）を適用する仕組み。

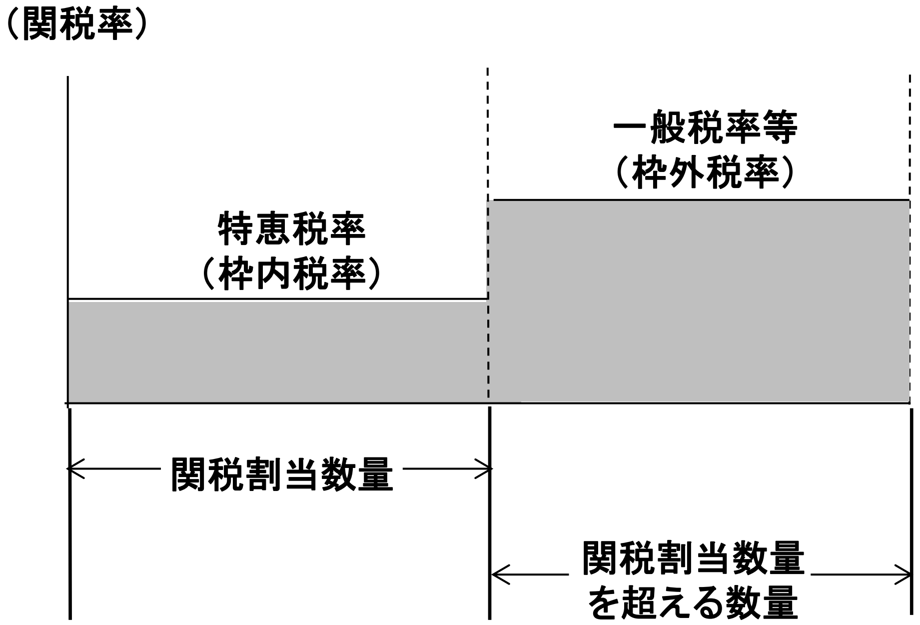

対象国・地域ごとの対象品目
（12ヵ国、2地域）

・メキシコ（13品目（14枠））
牛肉及び牛肉調製品、豚肉及び豚肉調製品、鶏肉及び鶏肉調製品、天然はちみつ、生鮮オレンジ、ｱｶﾞﾍﾞｼﾛｯﾌﾟ、ﾄﾏﾄﾋﾟｭｰﾚｰ･ﾍﾟｰｽﾄ（ﾄﾏﾄ ｹﾁｬｯﾌﾟ･ﾄﾏﾄ ｿｰｽ製造用）、ｵﾚﾝｼﾞｼﾞｭｰｽ（濃縮・非濃縮）、無糖ﾄﾏﾄｼﾞｭｰｽ、ﾄﾏﾄｹﾁｬｯﾌﾟ、その他のﾄﾏﾄｿｰ ｽ、ｿﾙﾋﾞﾄｰﾙ、ﾃﾞｷｽﾄﾘﾝ
※このほかに、経済産業省所管の品目がある。

・マレーシア（1品目（枠））
生鮮バナナ

・チリ（5品目（枠））
冷凍牛肉、牛の冷凍くず肉、豚肉及び豚肉調製品、鶏肉、ﾄﾏﾄﾋﾟｭｰﾚｰ･ﾍﾟｰｽﾄ(ﾄﾏﾄｹﾁｬｯﾌﾟ･ﾄﾏﾄｿｰｽ製造用)

・タイ（5品目（枠））
生鮮バナナ、生鮮ﾊﾟｲﾅｯﾌﾟﾙ(900g未満)、豚肉調製品、甘しゃ糖みつ、エステル化でん粉その他のでん粉誘導体

経済連携協定に基づく関税割当制度 (2)

対象国・地域ごとの対象品目
（12ヵ国、2地域）つづき

・インドネシア（3品目（枠））
生鮮バナナ、生鮮ﾊﾟｲﾅｯﾌﾟﾙ(900g未満)、ｿﾙﾋﾞﾄｰﾙ

・フィリピン（7品目（枠））
鶏肉、生鮮ﾊﾟｲﾅｯﾌﾟﾙ(900g未満)、ｿｰｾｰｼﾞ、豚肉調製品、ﾏｽｺﾊﾞﾄﾞ糖、甘しゃ糖みつ、ｱｲｽｸﾘｰﾑ

・スイス（6品目（枠））
特産ﾅﾁｭﾗﾙﾁｰｽﾞ、その他の砂糖菓子、無糖ココア調製品、ﾁｮｺﾚｰﾄ菓子、ﾁｰｽﾞﾌｫﾝﾃﾞｭ、乾燥牛肉

・ベトナム（1品目（枠））
天然はちみつ

・ペルー（5品目（6枠））
とうもろこし(菓子用・飲料用)、豚肉、鶏肉及び鶏肉調製品、ﾄﾏﾄｹﾁｬｯﾌﾟ、その他のﾄﾏﾄｿｰｽ

・オーストラリア（18品目19枠）
馬（純粋種の繁殖用のもの）、牛のくず肉、牛肉調製品、豚肉、冷凍の豚臓器及び豚肉調製品、鶏肉 及び鶏肉調製品、ｿｰｾｰｼﾞ、天然はちみつ、りんごｼﾞｭｰｽ、ｵﾚﾝｼﾞｼﾞｭｰｽ、ﾌﾛｰｽﾞﾝﾖｰｸﾞﾙﾄ、ﾅﾁｭﾗﾙﾁｰｽﾞ（ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ原料用・ｼｭﾚｯﾄﾞﾁｰｽﾞ原料用）、おろしﾁｰｽﾞ及び粉ﾁｰｽﾞ、ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ、ｱｲｽｸﾘｰﾑ、麦芽、その他の砂糖菓子、無糖ココア調製品、エステル化でん粉その他のでん粉誘導体

・モンゴル（5品目（枠））
ｶｰﾄﾞﾄﾞﾘﾝｸ、その他のﾁｰｽﾞ、天然はちみつ、牛肉調製品、ﾗﾌﾟｼｬﾇｰﾄﾞﾙ

・米国（7品目（8枠））
混合物及び練り生地並びにｹｰｷﾐｯｸｽ、麦芽（煎ってないもの、煎ったもの）、ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ、ﾎｴｲ、ぶどう糖及び果糖、とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉、ｲﾇﾘﾝ

・環太平洋地域（35品目38枠）
主として小麦で作られた調製食料品、うどん そうめん及びそば、ｼｭﾚｯﾄﾞﾁｰｽﾞの原料として使用するﾌﾚｯｼｭﾁｰｽﾞ、ﾊﾞﾀｰ、脱脂粉乳、粉乳及びﾊﾞﾀｰﾐﾙｸﾊﾟｳﾀﾞｰ、粉乳（ﾁｮｺﾚｰﾄ原料用）、無糖ｺｺｱ調製品、無糖ｺｺｱ調製品（ﾁｮｺﾚｰﾄ原料用）、低脂肪調製食用脂、無糖れん乳、加糖れん乳、ｺｺｱを含有するﾁｭｰｲﾝｶﾞﾑその他の砂糖菓子、ｺｺｱ調製品（砂糖を加えたもので2kg以下のものに限る。）、ｺｰﾋｰ 茶の混合物 調製食料品及び練り生地、えんどう及び豆の調製品、その他の砂糖菓子、ﾁｮｺﾚｰﾄ菓子、調製食料品、検糖計の読みで98.5度未満の甘しゃ糖、ｺｺｱ粉、ｺｺｱ調製品（砂糖を加えたもので2kgを超えるものに限る。）、調製食料品、しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超える調製食料品、調製食料品（砂糖が最大の成分のものに限る。）、砂糖及び酪農品を含有する調製食料品、砂糖、でん粉等、混合物及び練り生地並びにｹｰｷﾐｯｸｽ、麦芽（ｵｰｽﾄﾗﾘｱ産のいってないもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの 、ｶﾅﾀﾞ産のいってないもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの 、ｵｰｽﾄﾗﾘｱ産のいったもの 、ｶﾅﾀﾞ産のいったもの）、ｵｰｽﾄﾗﾘｱ産ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ産ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ、ｵｰｽﾄﾗﾘｱ産ﾎｴｲ（無機質を濃縮したもの）、ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ産ﾎｴｲ、ﾁﾘ産ｲﾇﾘﾝ

・欧州連合（19品目（枠））
混合物及び練り生地並びにｹｰｷﾐｯｸｽ、主として小麦で作られた調製食料品、うどん そうめん及びそば、麦芽、ｺｰﾋｰ 茶の混合物 調製食料品及び練り生地、調製食料品、ぶどう糖及び果糖、調製食料品、調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びｺｺｱ粉、砂糖、でん粉等、低脂肪調製食用脂、無糖ｺｺｱ調製品、無糖ｺｺｱ調製品（ﾁｮｺﾚｰﾄ原料用）、無糖れん乳、ﾎｴｲ、ﾊﾞﾀｰ 脱脂粉乳 粉乳 ﾊﾞﾀｰﾐﾙｸﾊﾟｳﾀﾞｰ及び加糖れん乳、粉乳（ﾁｮｺﾚｰﾄ原料用）、ﾁｰｽﾞ

【参考】英国（10品目）※
※関税割当てではないが、日EU・EPAで設定された関税割当ての利用残が生じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当てと同じ税率を適用する仕組みがある。対象品目は次のとおり。
小麦製品、混合物及び練り生地並びにｹｰｷﾐｯｸｽ、主として小麦で作られた調製食料品、大麦又は裸麦の調製食料品、ｺｰﾋｰ 茶の混合物 調製食料品及び練り生地、調製食料品、調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びｺｺｱ粉、無糖ｺｺｱ調製品、無糖ココア調製品（ﾁｮｺﾚｰﾄ原料用）、ﾁｰｽﾞ

特恵関税制度

特恵関税制度とは、開発途上国を支援するため、途上国から輸入される場合に、他の先進国等から輸入される税率よりも低い税率を適用する制度。

受 益 国	• 126カ国・4地域 【卒業基準】 •『世銀統計の「高所得国」に3年連続して該当した国』又は『世銀統計の「高中所得国」に3年連続して該当し、かつ、全世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国』
対象品目（農林水産品）	• 国内生産が少ない等、我が国の農林水産業に与える影響の小さい品目
適用除外措置	• 特恵受益国の産品の国際競争力等を勘案して、途上国間の特恵メリットの均てん化を図るため、国・品目を指定して特恵適用除外を行う措置 ①部分適用除外措置（部分卒業）：一定の基準を満たした国で、かつ、一定の基準を満たした品目を特恵関税の対象から1年間除外（※）。 ②国別・品目別特恵適用除外措置：1カ国の1品目の過去3年間の総輸入額が45億円を超え、かつ当該品目の全世界からの日本の総輸入額に占める当該国産の割合が50%を超える品目を特恵関税の対象から3年間除外。
LDCのための特別特恵関税	• 開発途上国の中でも特に開発の遅れているLDC（後発開発途上国）に対して、関税率を無税とする措置。 • 対象国は44カ国 （農林水産品の例外品目は、コメ及びコメ調製品、水産物のうちIQ品目、砂糖、でん粉及びでん粉用とうもろこし）

※国の基準：「高所得に該当した国」又は「高中所得に該当し、かつ、全世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国」
※品目の基準：過去1年間の輸入額が10億円を超え、かつ、当該品目の全世界からの日本の総輸入額に占める割合が25%を超える品目

関税分類

日本はHS条約を基に、国内細分として9桁の分類を設定している。

HS条約（※）では6桁の番号により分類されている。協定上各国に必要に応じて6桁を超える細分を認めている。（例：アメリカ10桁、EU8桁）
なお、HS条約は4～5年に1回改訂される（直近の改定は、2022年1月）。

※HS（Harmonized Commodity Description and Cording System）条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）は各国の貿易統計等の品目分類を統一し、国際貿易の円滑化に資するために作成された国際条約。締約国は、HSに基づき自国の貿易統計等を作成し運用することが義務づけられる。

HS品目表における農林水産物の分類

HS条約上、品目は1類～97類に分類されており、通例1類～24類が農水産物（酒・たばこを含む）、44類が木材及び木材製品、46類がわら・竹等製品、50類が絹及び絹織物とされる。

品目分類の一例

冷凍のいちごで砂糖を加えたもの（0811．10－100）の場合

類	項	号	関税細分・統計細分
08	0811	0811．10	0811．10－100
果物等	冷凍果実及び冷凍ナット	ストロベリー	（冷凍のストロベリーで砂糖を加えたもの）

HS分類の品目例（農林水産品）

部	類	品目例
1	1	動物（生きているものに限る）
	2	肉及び食用のくず肉
	3	魚介類
	4	乳製品、卵、はちみつ等
	5	その他の動物性生産品（毛、内臓等）
2	6	球根、樹木、切り花等
	7	食用の野菜
	8	果物、ナッツ
	9	コーヒー、茶、香辛料
	10	穀物（米、小麦、とうもろこし等）
	11	小麦粉、でん粉、加工穀物等
	12	油糧種子、園芸用の種、海草等
	13	樹脂、植物性のエキス等
	14	その他の植物性生産品（竹、いぐさ等）

部	類	品目例
3	15	油脂
4	16	肉及び魚介類調製品
	17	糖類及び砂糖菓子
	18	ココア及びその調製品
	19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品
	20	野菜、果物、ナッツ等の調製品
	21	各種の調製食料品
	22	飲料、アルコール及び酢
	23	大豆油かす、調製飼料等
	24	たばこ等
9	44	木材及び木材製品
	46	わら、竹、いぐさ等の製品等
11	50	絹及び絹織物

関税率表の見方

我が国には国定税率（基本税率、暫定税率、特恵税率）及び協定税率（WTO譲許税率、EPA税率）があるが、基本的には当該輸入先国に適用される税率のうち最も低い税率が適用される。
原産地証明書の提出等の要件を満たす場合、EPAの締約相手国の原産品はEPA税率、開発途上国の原産品は特恵税率、後発開発途上国の原産品は特別特恵税率が適用となる。（下図参照）

参考例

			基本（注）	暫定（注）	WTO協定	特恵（注）	特別特恵（注）	EPA（メキシコの場合）
0304　すけそうだらの例								
0304.94	010	すり身	10%	4.2%	6%			

09.01　コーヒー豆の例								
0901.21	000	カフェインを除いてないもの	20%		12%	10%	無税	無税

（注）水色に着色した税率（基本、暫定、特恵、特別特恵）は国定税率である。

輸入先国別の適用税率

【先進国（EPA締約相手国を除く）】国定税率（基本税率と暫定税率がある場合は暫定税率が優先して適用）及びWTO譲許税率のうち最も低い税率。
すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆12%
【EPA締約相手国】EPA税率が設定されている品目については当該税率（適用には原産地証明書が必要）、そうでない場合は国定税率、WTO譲許税率のうち最も低い税率。表はメキシコの場合
すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆無税
【開発途上国（EPA締約相手国を除く）】特恵税率が設定されている場合は当該税率（適用には原産地証明書が必要）、設定されていない場合は国定税率（特別特恵税率を除く）及びWTO譲許税率のうち最も低い税率。
すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆10%
【後発開発途上国（EPA締約相手国を除く）】特別特恵税率が設定されている場合は当該税率（適用には原産地証明書が必要）、そうでない場合は国定税率、WTO譲許税率のうち最も低い税率。
すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆無税